## 江南市食物アレルギー対応食検討部会設置要綱(案)

(設置)

第1条 江南市が提供する学校給食において「食物アレルギー対応食業務マニュアル」を作成するため江南市食物アレルギー対応食検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討部会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 学校給食の提供における食物アレルギー対応食業務に関すること。
  - (2) 江南市立学校における食物アレルギー対応に関すること。
  - (3) その他会長が特に必要と認める事項。

(組織)

- 第3条 検討部会は、次に掲げる会員で構成し、教育委員会が任命し、又は委嘱する。
  - (1) 小学校長及び中学校長の代表
  - (2) 小学校及び中学校の養護教諭の代表
  - (3) 栄養教諭の代表
  - (4) 運営企業の代表
- (5) その他会長が特に必要と認める者
- 2 検討部会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、会員の互選によりこれを選出する。
- 3 会長は、検討部会の会務を総理し、検討部会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。
- 5 会員の任期は、任命又は委嘱の日から、その日の属する年度の3月31日までとする。ただし、会員に欠員が生じた場合の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第4条 検討部会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議 長となる。
- 2 会議は、会員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

4 会長は、必要があるときは、会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会員の責務)

第5条 会員は、公平公正に検討を行うとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、教育委員会学校給食課において処理する。 (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、会 長が検討部会に諮って別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招 集する。